

労働者派遣法改正案の早期成立に関する意見書

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化してきている。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっている。今必要とされていることは、雇用の確保とよりよい労働環境の整備である。

特に、日雇い派遣は、労働者の保護、雇用の安定及び職業能力の向上の観点から、非常に問題が多いものとなっている。

このような中、去る11月4日、日雇い派遣の原則禁止や派遣先に対する労働契約申し込みの勧告制度創設などを盛り込んだ「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（労働者派遣法改正案）」が衆議院に提出され、現在、審議中である。

よって、国においては、だれもが将来への希望を持って働くことができる社会を構築するため、労働者派遣法改正案を早期に成立させ、派遣労働者の保護を図るよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成20年12月19日

秋田県秋田市議会

衆議院議長 河 野 洋 平 様

参議院議長 江 田 五 月 様